

【フィリピン】新型コロナウイルス感染症ワクチン接種プログラム法

海外立法情報課 日野 智豪

* 2021年2月26日、COVID-19 ワクチン接種プログラム法が成立した。同法は、国家賠償基金の設立、ワクチンカードの発行等を規定し、安全かつ効果的なワクチン接種の実現を図る。

1 立法過程

2021年2月16日、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関し、官民連携を強化したワクチン接種プログラムを推進する法案（S.B.2057）がフィリピン議会上院に提出され、同月23日に可決された。下院においても、同年2月16日に同様の緊急ワクチン調達法案（H.B.8648）が提出され、同月23日に可決された。同日、下院が下院法案に修正を加えた法案として、上院法案を承認し、統合された法案は、翌24日、大統領府に送付された。同月26日、ロドリゴ・ロア・ドゥテルテ（Rodrigo Roa Duterte）大統領の署名を経て、全17か条から成る「COVID-19 ワクチン接種プログラム法」¹が成立した（同年3月3日公布、同日施行）。

2 COVID-19 ワクチン接種プログラム法の内容

(1) 立法目的（第2条）

①COVID-19 がもたらす悪影響に取り組むこと、②保健省、国家コロナ対策タスクフォース（National Task Force Against COVID-19: NTF）、地方自治体、民間団体等と連携し、安全で効果的なワクチンを調達すること、③市場で利用可能なワクチンの実験的性質を理解し、重篤な副反応に対して補償を行うこと、④COVID-19 ワクチン国家賠償基金（COVID-19 National Vaccine Indemnity Fund）を設立することを目的とする。

(2) COVID-19 ワクチンの調達及び補助的な供給と役務（第3条）

保健省及びNTFは、共同で、又は政府機関、地方自治体等と連携し、保管、輸送等に必要供給品及びサービスを含むワクチンを調達する権限を有する。

(3) 地方自治体及び民間団体による COVID-19 ワクチンの調達・管理（第4条・第5条）

地方自治体は、ワクチン接種の対象となる人口の75%を超えない範囲で、保健省及びNTFとの連携のみにより、ワクチンを調達することができる。ただし、保健省及びNTFで決定されたワクチンが十分供給されている場合、ワクチン接種の上限（75%）は、新興感染症に関する省庁間タスクフォース（Inter-Agency Task Force for the Management of Emerging Infectious Diseases: IATF-EID）により調整される（第4条）。

民間団体は、唯一かつ排他的なワクチン使用に限定して、保健省及びNTFとの連携のみにより、ワクチンを調達することができる。ただし、医療従事者、高齢者、経済の第一線に立つ者及びエッセンシャルワーカーが優先される（第5条）。

(4) ワクチン調達における透明性及び責任（第6条）

政府、地方自治体、民間団体及びフィリピン赤十字社は、フィリピン食品医薬品局（Philippine

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年4月6日である。

¹ COVID-19 Vaccination Program Act of 2021 (R.A. 11525). <<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/02feb/20210226-RA-11525-RRD.pdf>>

Food and Drug Administration: FDA) に登録されていない、又は緊急使用許可 (Emergency Use Authorization: EUA) を受けていないワクチンを調達することはできない。

(5) 責任免除 (第 8 条)

COVID-19 ワクチン接種プログラムの実施に関わる公務員、ワクチン調達契約業者、製造業者、ボランティア及び権限を付与された民間団体の代表者は、故意の違法行為及び重大な過失に基づく場合を除き、ワクチン投与又は使用に関する責任を免除されるものとする。

(6) ワクチン投与者としての薬剤師・助産師 (第 9 条)

保健省による正式な訓練を受けて認可された薬剤師及び助産師は、FDA に登録されている、又は EUA を付与されたワクチンを投与することができる。

(7) COVID-19 ワクチン国家賠償基金 (第 10 条)

フィリピン健康保険公社 (Philippine Health Insurance Corporation: PhilHealth)² 管轄の下、COVID-19 ワクチン国家賠償基金が設立される。賠償基金は、ワクチンを投与された者が死亡した場合、ワクチン接種による恒久的な障害が残った場合等に、補償を行うことを目的とした基金である。この目的のために、PhilHealth の基金に予備費から 5 億フィリピンペソ³が追加される。また、大統領によって終了されるまで拠出及び支出が有効、かつ可能とする。

(8) COVID-19 ワクチンカード (第 12 条)

保健省は、ワクチン接種を受けた全ての者にワクチンカードを発行しなければならない。迅速に処理を行うために、保健省は、ワクチンカードの発行を地方自治体及び民間団体に委任することができる。

ワクチンカードには、次の情報が記載される。①ワクチン接種を受けた者の氏名、現住所・本籍地、生年月日等の基本的な個人情報、②製造元、ブランド名等の COVID-19 ワクチンに関する情報、③ワクチン接種日、④ワクチン投与を行った医療機関の情報、⑤ワクチン投与を行った、正式な認可を有する医療従事者 (医師、看護師等) の氏名、免許番号等の情報、⑥最後に PCR 検査を受けた日付及び検査を実施した医療機関、⑦保健大臣又は IATF-EID によって必要に応じて決定される可能性のあるその他の情報。

また、保健省は、COVID-19 ワクチン接種プログラムの目的に合致する、安全で質の高い地方自治体ベースのデジタルシステムアプリを開発し、かつ印刷カードのような他の手段も入手できる状態を維持しつつ、ワクチンカードのデジタル化を推進するものとする。ただし、ワクチンカードは、教育、雇用等に際して、その保持が必須条件となつてはならない⁴。

3 フィリピンにおける COVID-19 ワクチン接種に関する状況

政府は、2021 年末までに、5000 万人から 7000 万人の国民にワクチン接種を行うことを目標としている。また、現在、流通しているシノヴァック社 (中国) 製、アストラゼネカ社 (イギリス) 製のワクチンから希望するワクチンを選択できるようになると報道されている⁵。

² PhilHealth は、1995 年に設立された、貧困層も対象とする一元的な国民医療保険プログラムを実施するための組織である。医療保険関係法を根拠として、国民皆保険の確立及び医療の質の向上を目的としている。

³ 1 フィリピンペソは約 2.2 円 (令和 3 年 4 月分報告省令レート)。

⁴ この規定は、ワクチン接種を受けていないことに起因する差別から、学生、労働者等を保護することを目的としている。Senator Francis Tolentino, "Vaccination and Discrimination," *Manila Bulletin*, Mar 4, 2021. <<https://mb.com.ph/2021/03/04/vaccination-and-discrimination/>>

⁵ Ruth Abbey Gita-Carlos, "Roque Says AstraZeneca Vaccines Arriving on March 4," *Philippine News Agency*, Mar 3, 2021. <<https://www.pna.gov.ph/articles/1132422>>